

【各論】

『武家勸懲記』・『土芥寇讎記』・『諫懲記後正』のあいだ

佐藤 宏之

はじめに

近世史研究において、『土芥寇讎記』の史料価値のひとつは元禄初年段階の大名一覧であり、とりわけ近世知行制および地方知行制の研究史において、地方知行の全国的状況を示すものとして、研究の有力な手がかりとされてきた¹⁾。このように元禄三年(一六九〇)段階の大名が網羅されている史料にもかかわらず、その記載内容、とくに大名の人柄・行跡・評判等をもってそれぞれの大名像を描くというような方法では用いられてはこなかった。それは、作者が誰であるか、編集意図はなにかといった史料の基礎事項がまったく不明であり、徹底した史料批判による『土芥寇讎記』の相対化ができていなかったことにある。

今回の作業を行うにあたり、『土芥寇讎記』と類似の書物である『武家勸懲記』・『諫懲記後正』等が発見された。そこでまず、『土芥寇讎記』と『諫懲記後正』(元禄一四年(一七〇一))の両書で取り上げられている大名を抽出し、その記載内容の対照表を班員で分担して作成した。とくに両書における「文武、生得・行跡、政道・国家」の表現に注目した。『土芥寇讎記』No. 68、89、109、121、124、131、141、143、149、155、182、198、212では、すべての項目で表現が一致し、No. 6、12、40、50、58、59、75、76、77、136、139、156、177、181、211、216、217では、いずれかの項目で表現が一致していることが分かった。そ

して、表現が一致している大名の「筆者の評価」も両書で一致していた。とくに「生得・行跡」の一致が両書の「筆者の評価」の一致と重なるため、大名の資質は「生得・行跡」によって判断されていたのではないかと推測される。また、評価が変わらない人物については、『諫懲記後正』を作成するさい、『土芥寇讎記』の記述に手を加えていない可能性が考えられるため、『土芥寇讎記』から『諫懲記後正』へ、引用関係があるのではないかと仮説を立てた。

そこで本稿では、延宝三年(一六七五)の情報に記載された『武家勸懲記』を加えて、三書の関係を、①大名個人という視角、②「大名家」という家の視角を用いて検討することで、先述の仮説を検証していくことにしたい。

『武家勸懲記』・『土芥寇讎記』・『諫懲記後正』のどちらか一方にしか記載されていない大名

『武家勸懲記』(延宝三年)・『土芥寇讎記』(元禄三年)、『土芥寇讎記』・『諫懲記後正』(元禄一四年)の両書に存在する大名は、同一人物である場合と大名の代替わりが行われた場合が考えられる(班作業の表を参照のこと)。それでは、どちらか一方にしか記載されていない大名には、どのような場合が考えられるのだろうか。

①大名個人という視角

それでは①大名個人という視角でみていこう。どちらか一方にしか記載されていないことの理由としてまず考えられるのが、その時代にしか存在しない大名の場合、あるいは何らかの理由で記載されていない大名の場合が挙げられる。たとえば、杉岳志報告によれば側用人である牧野成貞の記述がないことから、『土芥寇讎記』の作成に牧野が関与したのではないかと推測している²⁾。

『武家勸懲記』・『土芥寇讎記』の比較のなかで、『武家勸懲記』にのみ記載されていた大名は全部で二三名(プラス一名)になる(表

参照)。プラス一名とは、小堀和泉守正貞であり、卷三四の卷末に「井上筑後所□□小堀殿不書」と記されている。1「館林宰相源綱吉卿」は、延宝八年(一六八〇)八月二三日に將軍に就任している。30島津久住は薩摩藩主島津光久の次男、同松平義行は尾張藩主徳川光友の次男、同松平義則は徳川光友の三男にあたり、新規に創出された大名といえる。2松平光長は越後騒動の責をとつて改易となる(後述)。22内藤忠勝は「永井信濃守・内藤和泉守兩人義、於増上寺御法事の節喧嘩仕相果候二付、跡を御絶し被成候」³⁾と、延宝八年六月二六日増上寺での家綱法事場で、志摩国鳥羽藩三万三二〇〇石の大名内藤和泉守忠勝が丹後国宮津藩七万三六〇〇石の永井信濃守尚長を刺し殺した。この事件は、内藤の発狂によるものとされ、二八日切腹させられたが、永井も子がなく御家断絶となった。23池田政周は、子の恒行が幼少で没したため延宝七年四月朔日に除封となる。同酒井忠能は「家中仕置悪敷、百姓に過役をかけ困窮仕せ候との科也」⁴⁾に加え、越後騒動一件での咎によつて兄酒井忠清に連座して除封となった。元禄三年(一六九〇)に放免され二〇〇〇俵を賜わり、のちに五〇〇〇石の旗本となる。24真田氏信は、江戸両国橋御用材納入の遅延を理由に、天和元年(一六八一)十一月二二日に除封となる。25山内豊直は、元禄二年八月四日、將軍綱吉の怒りを買ひ若年寄を免職・除封となった。26戸川安風は延宝七年十一月二七日に無嗣によつて除封となったのち四〇〇〇石の旗本に、27土屋忠利は延宝七年八月七日に発狂によつて除封となったのち三〇〇〇石の旗本となった。31土方雄次は、一度家臣の林家の養子とした林助之進を戻して養子とすることを願ひながら、土方内匠を養子にしよつとした家臣争論によつて、貞享元年(一六八四)七月二一日に除封となった。36有馬豊範はこの土方に連座して除封となった。33桑山一玄は寛永寺における家綱三回忌供養法会参向の院使饗応役の失態によつて天和二年五月二六日に除封となった。34加々爪直澄は天和元年二月、旗本成瀬正章と境界をめぐる争うという事件を起こし、幕命により直清には落ち度があつたとして所領を没収された。

同那須資國は貞享四年資祇が病死し、養子資徳が相続したが、資祇の庶子資豊出でて訴訟となり、法度によりその年一〇月資徳は改易となる。那須家は元禄一三年に方面され、翌年一〇〇〇石を賜わり、交替寄合となる。同堀通周は延宝七年一二月に発狂して家臣を殺害したため、幕命により改易される。その後、玉取堀氏は堀利雄(通周の養子)が三〇〇〇石の交代寄合となつて名跡存続を許された。36佐久間勝豊は貞享五年に御側小姓に任じられたが、出仕しなかつたことを咎められて改易となった。37溝口政勝は「乱気二付本知被召上、五百俵被下」⁵⁾と貞享四年八月二五日に除封となった。このようにみても、『武家勸懲記』にのみ記載されている大名は、將軍に就任したり、大名の子どもが新規に大名として創出されたり、あるいは改易となった大名であつたことが知られる。

一方、『土芥寇讎記』にのみ記載されている大名は一〇名になる。234柳沢吉保は館林藩士・柳沢安忠の末子として生まれ、館林藩主をつとめていた綱吉に小姓として仕える。延宝八年四代將軍徳川家綱の後継として、弟の綱吉が將軍となるに随つて保明も幕臣となり、小納戸役に任ぜられる。綱吉の寵愛により頻繁に増給され、元禄元年、將軍親政のために新設された側用人に就任し、禄高も一万二〇〇〇石とされて大名に昇つた。235本庄宗資は綱吉の生母桂昌院の弟で、姉の権勢によつて元禄元年正月、足利郡内において一万石を賜わり、同二年一月二万石に増給され、治所を足利においた。239本多正乗は本多正永の代である元禄元年、寺社奉行にまでなつたことから一万石の大名となつたため、舟戸藩が立藩する。242松平次郎四郎は下総国古河藩の分知であり、243松浦昌は肥前国平戸藩の新田藩として立藩したものであつた。以上のように、『土芥寇讎記』にのみ記載された大名は、『武家勸懲記』が作成されて以後、將軍綱吉との関係で立藩した藩であつたり、分知によつて新たに立藩した藩であつたことが知られる。

ついで、『土芥寇讎記』と『諫懲記後正』の比較検討を行う。『土芥寇讎記』にのみ記載された大名は一〇名である。64松平忠之は、

元禄六年、「日来行跡放埒乱気二付、霜月廿五日身上破滅」⁶⁹となった。70本多政利は元禄六年六月一三日、下女を殺害したことから除封となった。95水谷勝賢は、「水谷出羽守勝賢今年死去、実子無之二付水谷弥之介ヲ為養子家督被仰付候所、因抱瘡頃日死、一跡絶」と、勝賢には実子がなく、養子に家督相続したがまもなく死去し、元禄六年一二月二日に除封となったという。96本多重益は、酒色に溺れては無能のうえ、家臣の本多織部と太田又八の間で内紛が起り、元禄八年三月二日に幕命により改易された。そののち二〇〇〇石の旗本となる。98小出吉之は、元禄九年一〇月二日、嗣子断絶により除封となる。この但馬出石の小出氏は藩主の早世が相次ぎ、遂には第九代藩主・小出英及が元禄九年にわずか三歳で死去すると無嗣断絶となった。194伊丹勝政は、黒川金山の開発や近江水口城の守備などで活躍し、元禄四年七月一五日に六七歳で死去した。その後を嫡男の伊丹勝守が継いだ。この勝守は精神異常者だったのか、元禄一一年九月、発狂して自殺した。このときのことを『廃絶録』では、「九月十五日、二十六歳で失心。廁にて自害す。よつて領地を収らる」とある。208西郷延員は名君で、領民にも慕われていた。元禄三年一二月二五日に家督を養嗣子の西郷寿員に譲って隠居したが、まもなく幕府から不行状を理由に蟄居処分となった。元禄六年一二月九日、減封となり、寿員は五〇〇〇石の旗本として徳川綱吉の小姓として仕えた。213小出有重のあと、重興が跡を継いだ。元禄九年四月に病に倒れる。重興には嗣子が無かったため、弟の重昌を養子とすることで存続を願ったが、その許可が出る前に重興が死去したため、陶器藩は無嗣子のため、同年四月九日に改易となった。以上のように、『土芥寇讎記』のみ記載されている大名は、元禄三年から一四年の間で、除封となった大名であったことが知られる。

一方、『諫懲記後正』のみ記載されている大名は二九名である。7松平長知（矩力）は元禄一一年正月一四日、美作国津山藩一〇万石に（後述）、17尾張藩主徳川光友子・松平義昌は天和三年八月四日、陸奥国梁川に三万石、18和歌山藩主徳川光貞の次男・徳川頼職は元

禄一〇年三月、越前国丹生に三万石、同徳川光貞の三男・徳川頼方（のちの八代將軍・徳川吉宗）は元禄一〇年三月、越前国瓜生に三万石、22徳川光友の子・松平友親が新規大名として創出された。16内藤清良は元禄四年二月九日、下野・常陸等国内より移封・立藩し、17松平義行は、元禄一三年三月二五日、信濃国内より移封・立藩し、24稲垣重定は、元禄一一年、常陸・丹波国内より移封・立藩した。23池田清定は、元禄一三年五月二五日、伯耆国内を分知・立藩し、26前田利昌は、元禄五年七月九日、加賀国大聖寺領内を分知・立藩し、28京極高昌は、元禄七年六月一八日に、讃岐国丸亀量内を分知・立藩した。24植村正朝は、元禄一〇年に上総国葛住一萬石で、25松平頼道は、元禄一〇年七月九日に常陸国宍戸一萬石で襲封している。30阿部正喬は元禄一二年に神社奉行から老中に昇進するさいに立藩し、同黒田直重は元禄一三年に綱吉に近侍し、「御寵愛」を受けながら立藩した。

このようにみてくると、『武家勸懲記』・『土芥寇讎記』・『諫懲記後正』は、大名の転封・改易などの移動や新規創出などによる立藩など比較的正確な情報をもとに記載されていることが伺える。

②「大名家」という家の視角

ここでは家を連続的にとらえる視角を用い、大名の改易・再興の問題を素材に三書の関係を探っていきたい。

『武家勸懲記』と『土芥寇讎記』のあいだで大名改易・再興された事例は三件、『土芥寇讎記』と『諫懲記後正』のあいだで大名改易・再興された事例は五件ある。『土芥寇讎記』と『諫懲記後正』を比較すると、再興後の大名、すなわち『諫懲記後正』に記載されている大名の評価が総じて高い。これは両書の評価基準の差とも関わる問題であるため一概には言えないが、興味深い事実であるといえよう。どの時点の何を評価の基準としているのか、探る作業が必要となる。

また、同じ大名家を取り上げること、三書の関わりが分かる事

例をふたつ挙げておきたい。ひとつは『武家勸懲記』16 浅野長吉、30 浅野大介、『土芥寇讎記』85 浅野長照、『武家勸懲記』12 浅野長澄の事例である。これらはともに備後国三次藩五万石の藩主である。浅野大介と浅野長澄は同一人物で、浅野大介は寛文一〇年生まれであるので『武家勸懲記』の時点では四歳ということになる。そのため、「若年タレハ善悪差別ナシトイエ共、生得発明ニシテ謂行カシコシ」と記され、一万五〇〇〇石の宛行があることが記されている。それが『土芥寇讎記』になると記載がなく、『諫懲記後正』では藩主として記されるようになる。このように、藩主とその子が合わせて記載される事例はなく、これに意図があるのかどうか、今後の課題としておきたい。ふたつには、越後騒動の当事者、越後松平家についてである。『武家勸懲記』2 松平光長は、「生得淳然トシテ行跡寛也、身二慎ミ多ク義ヲ専ト嗜ミ不忿不奢不貪」、「国家ノ政道正シク哀憐ヲ以テ士民ヲ治メ」、「道德備ル良将」と評価される。それが越後騒動によつて改易となると、『土芥寇讎記』においては「恣ニ奢ヲ極、雅意ニ任セ、心ノ儘ナル行跡ヲ現ズル時ハ、必ズ内乱出来シテ、石ヲ壞テ淵ニ入ルガ如ク、其ノ身モ滅、主君ノ悪名ヲモ出シ、事ニヨリテ、主人ノ家マデ滅亡スル事、遠クハ加藤式部少輔明成、近クハ松平越後中将光長ノ如シ」(284頁)と悪人の代表とも言うべき位置づけになる。そして首謀者である小栗美作は悪人の典型として度々登場する⁽⁹⁾。この越後松平家は、元禄一年に津山松平家として再興される。それが『諫懲記後正』になると、悪人の典型としての小栗美作・松平光長の記述がなくなり、7 松平長知(矩力)については、「生得淳然トシテ行跡寛也」、「慎ミ多ク義ヲ専ラト嗜ミ哀憐ヲ以テ士民ヲ治ム分限不相応ノ奢アル故家士トモニ貧ナリ」、「難スヘキニ非ス」と、『武家勸懲記』と同様の文言が並び、良い評価をしている。また、記載順が『武家勸懲記』の御三家の次の位置から『諫懲記後正』では巻7に移っている。すなわち、六番目の位置から四〇番目に移動しているのである。そのことから津山松平家の位置づけが、「制外の家」という位置づけから「越前松平家支流」に変化したことを示している⁽⁹⁾。

たことを示している⁽⁹⁾。
このように三書を同じ大名家で並べたとき、『武家勸懲記』と『諫懲記後正』の記述に連続性をみる事ができた。それを言い換えれば、『土芥寇讎記』の特殊性が浮き彫りになってきたともいうことができる。

むすびにかえて

本稿では、『土芥寇讎記』から『諫懲記後正』へ、引用関係があるのではないかとの仮説のもと、それに延宝三年(一六七五)の情報に記載された『武家勸懲記』を加え、三書の関係を①大名個人という視角、②「大名家」という家の視角を用いて検討することから、先述の仮説を検証してきた。それは『土芥寇讎記』を軸に据え、『武家勸懲記』・『諫懲記後正』を用い、記述内容、引用関係およびどちらか一方にしか掲載されていない大名の記述などから『土芥寇讎記』の記述内容の相対化を試みる作業であった。しかし、それによつて一層『土芥寇讎記』の特殊性が浮き彫りにされてきたように思われる。したがって、ここで先に掲げた仮説を撤回しなければならぬだろう。『土芥寇讎記』の相対化はもちろん、『武家勸懲記』、『諫懲記後正』、そしてこれらの類書(『武家諫忍記』など)を用い、それぞれの史料の相対化を図っていかなければならない。今後の課題としたい。

【注】

- (1) 金井圓『藩政成立期の研究』(吉川弘文館、一九七五年)、鈴木寿『近世知行制の研究』(日本学術振興会、一九七一年)、藤井讓治『幕藩制領主論』『日本史研究』一三九・一四〇合併号、一九七四年、今野真『土芥寇讎記』と大名論』(J・F・モリス/白川部達夫/高野信治編『近世社会と知行制』思文閣出版、一九九九年)。
- (2) 杉岳志『土芥寇讎記』レポート(若尾政希研究代表者)『土

芥寇讎記』の基礎的研究』二〇〇四年)。

(3) 戸田茂睡著／塚本学校注『御当代記』東洋文庫、一九九八年。

(4) 前掲注(3) 参照。

(5) 前掲注(3) 参照。

(6) 前掲注(3) 参照。

(7) このような視角は、拙稿「越後騒動に関する一考察」(大石学編『近世国家の権力構造』岩田書院、二〇〇三年)、同「大名家臣団の再編成とその構造」(『日本歴史』第六六九号、二〇〇四年)において繰り返し指摘している。

(8) 250、291、587、588、665頁。

(9) 拙稿参照。

『武家勸懲記』・『土芥寇讎記』比較

巻(武)	番号(士)	大名名	藩名	石高	延宝3・元禄3(禄書)	文武	文武	生得・行跡	政道・国家	筆者の評価	備考① 文中引用等	備考② 補足説明
1		緒林宰相源綱吉卿	上野館林其外上総下総美濃近江ノ内	25万	25万	—	—	生得柔和ニシテ而モ淳直也・行跡純順・位義正シク智勇アル	下民ニ至ルマテ哀憐ヲ及ホス	良(案測強弱ノ四ツヲ兼備ヘテソレソレニ用ユルヲ以)		延宝8. 8. 23將軍就任
2		松平越後守源光長	越後高田	26万	26万	△	△	文武両道トモニ志願シ 文武両道ヲ不学トイヘトモ少々武勇ヲ旨トシ	国家ノ政道正シク衰憐ヲ以テ士民ヲ治メ柔和ヲ以テ家士ヲ使ヒ民間ヲ恵ム	良(道德備ル良將)		延宝9. 6. 22除對(家臣爭論)→元禄11. 正. 14再封
22		内藤和泉守藤原忠勝	勢州ノ内鳥羽	3万3200	3万3200	×	△	行跡サセル難ナシ		善(本書ノ如ク行跡アヤバクサルトキンハ難ナシ)		延宝7. 7. 9除封(永井尚長(二刀勝))
23		池田豊前守源政周	播州ノ内宍粟	3万	3万(山崎)	○	○	道ヲ行フ生得穏和・行跡蕙義ヲク譽レアル得	家民ヲ憐レミ恵ム	良(善レノ人)		延宝7. 4. 1除封(子恒行無嗣断絶)
23		酒井日向守源忠能	信州ノ内小室	3万余	3万	—	—	生得寛々トシテ才智アリ	家民ノ政道闊シク恵ニスナナシ心ヲサホリノ心ヲ	悪(善悪アケノ如ク)		延宝7. 9. 6駿河田中へ→天和元. 12. 10除封(兄酒井忠清に連座)→元禄3放免2000石→旗本5000
24		真田伊賀守滋野氏信	上州ノ内沼田	3万余	3万	△	△	文武ノ心掛薄	家民ヲ哀憐練カニ情懐ニシテ人々ヲ囑リ私貪リ多ク国家ノ政道闊シ血氣ノ将	悪(心意行跡本文ノ如クナラハ従者一日安心ナラハカラス痛マシキ事ナリ)是道ヲ学ハサルノ善(イテアラスニスハ有ヘカラスサレトモ、此人行跡柔和ニシテ行儀アキ備ナシ故ニ家民落シキ古風ノ旨トシテ实体ヘ見ルトキソレハ一向文武ノ道ヲ不学トハ云カ		天和元. 11. 22除封(勤役備忘)
25		山内左(右)近大夫藤原豊直	土佐ノ内畑	3万(ノ内配分ノ地有殘高2万7000石)	2万7000(中村)	×	○	生得柔和ニシテ行跡静也	家民ノ仕置悪義ナシ然ル処家風落ツキモノコト実体ナリ		目録(注「左近」・本文は「右近」)	延宝6. 12. 14. 3万→元禄2. 8. 4除封(違背)
26		河川縫殿助藤原氏(安風)	備中ノ内庭瀬	2万2500(1000石奈善考主計二分与テ)	2万1000(延宝3. 3. 23. 2万)	—	—	—	伯父木工之助是ヲ捕在シテ内外ノ仕置ヲ執行フ悪儀ナシカ也	無(幼少タル故行跡シレ)		延宝7. 11. 27除封(無嗣)→旗本4000石
27		土屋伊与守源忠利	上総ノ内久留里	2万1000	2万(延宝3. 6. 28. 2万)	○	○	行跡悠ニシテ不著	良(善レノ人ナリ)		病者ユヘ世間ノ出合アレナリ	延宝7. 8. 7除附(癡狂)→旗本3000石
30		嶋津内匠頭源久住	領未定	2万余		△	△	心意斐然ニシテ行跡正シ、孝敬ヲ不怠・法ヲ守リ義ヲ正シ	良(善ノ人ナリ)			薩摩光久次男
30		松平出雲守源義則	部屋住	5万		○	○	生得寛然トシテ心意穩シ・行跡法ニ叶フ	—			尾張光友三男
30		松平撰津守義行卿	部屋住	5万		○	○	天性放口ニシテ御行跡正シ・孝敬ヲ専ラト御尊ミ、善レノ御器量	—			尾張光友次男
31		土方河内守源雄次	出羽之内建田但シ1万石ノ能州ニ在	2万	2万	—	—	生得正直ニシテ善ル事ナク柔和和實得也	家民之仕置宜シ	善(ギクマテシテワハクテ心セバキ人タリト世ニ唱フ、サレハ此儀ニ於テ差別在ヘシ)		延宝7. 11. 27. 1万8000→貞享元. 7. 21除封(家臣爭論)
33		桑山修理亮藤原一玄	大和之内新庄	1万3000余	1万3000	—	△	義ヲ正シ	家民之仕置彌シク			延宝5. 8. 23. 1万8000→和蘭ヲ備ヒ世間之出合繁ク或ハ夜遊ヲナシ美原ノ女ヲ愛ス
33		松平山城守源重治	房州之内佐貫領地大和上総下総ニ在	1万5000	1万5000	—	—	勇智在テ和根發明也・鷹狩ヲ好ミ殺生ヲスケリ	—			貞享元. 11. 10除封(續紀茶乱)→旗本500石

番号 (武)	大名	藩名	石高	延宝3・元禄3 (禄書)	文武	文武	生得・行跡	政道・国家	筆者の評面	備考① 文中引用等	備考② 補足説明
34	小堀和泉守藤原正 貞)									目録のみ、巻之二十四 軍書参照	
34	加々爪甲斐守藤原 重彦	遠州之内森并相州 武州三毛領在	1万3000	1万3000	×	△	心意ヌナラナラヌ宛ヌ テ吾輩ニシテ所行不直			美見ヲ愛シ遊学ヲ好ム リ、其外物救済ヲナス 事)	天和元. 2. 9除封(境界論 争) 貞享4. 10. 14除封(不法 養子)→元禄13赦免(元 禄14. 1000石)→交代幕合 那須兼上座 延宝7. 12. 11除封(発狂) →飯養子の実弟3000石 →旗本
34	那須遠江守藤原資 國	下野之内那須福原	1万2000	1万2000	×	×	生得寛然トシテ行跡不 義ナシ、器量勝レタリ	家民之仕置悪キニ非 ズ中ナリ			
34	堀市正藤原通周	常陸之内玉取并二 安房上総之内ヲモ 領又	1万2000	1万2000	—	—	生得寛然トシテ行跡不 義ナシ、器量勝レタリ	家民之仕置悪キニ非 ズ中ナリ			
35	土井信濃守源利尚	下野之内大輪寺并二 下総ニモ在	1万	1万	×	×	生得寛然トシテ行跡シ ツカ也	家民之仕置中低也		今御言葉之列ニ入テ勤 儉ヲ旨トス、古日替リ 之御暇ノ衆中ナリ	延宝5. 6. 27除封(不法養 子)→旗本5000石
36	有馬伊豫守源豊範	筑後久留米内	1万	1万(松崎)	×	○	剛勇ヲ表ニ顯ストイエ 共生得発明ニシテ心意 二和順ヲ申	所行悪儀ナク家民ヲ 哀憐道在得ナリゆえ ニ家民心勇シ		美小人ヲ愛シ相撲ヲ好 ミ	貞享元. 7. 30除封(土方 雄隆に連座)
36	佐久間備中守平勝 豊	信州長沼并二江州 ニモ領在	1万	1万	×	×	才留発明ニシテ辨ヨク 仁道ニ叶ヘリ、所行悪キ 事ナシ			少々病氣タル故世間之 勤メヲ念ム、樹景ヲ好 ミ、養生トスル	元禄元. 5. 18除封(違背)
37	溝口伊豫守源政勝	越後之塩澤	1万	1万	—	—	生得淳ニシテ行跡静カ ナリ	家民ヲタヤカニ能落 着		父土州之代ノ物毎セユ ラ入テセハシク、家民 ヲ食リ行跡宜シカラサ リシ	貞享4. 8. 25除封(不 行跡)
151	酒井石見守源忠朝	出羽之内左沢	2万(左衛門 尉高之内ヲ 以、配分之地 也)	2万(松山)	×	△	血氣ニシテ、氣運チル テリ、行跡静ナラズ、子 細カヤシク、謙多シ、分 別有リ氣二見ヘテ、無分 也	士民哀憐ノ心ナシ	悪(能々)闇将タレハ不及 論)		
155	増山兵部少輔藤原 正弥	常州之内下館	2万	2万	×	×	利発過タリ	類慮ニシテ、家人迷 惑・家民不良障	悪(可謂悪将)		
183	小堀和泉守藤原政 恒	江州之内小玉	1万2400余	1万1460(小 室)	—	—	生得悠然トシテ、奸曲ナ ク、行跡ヨシ	家民ヲ不憐、是不仁ナ ル故也	朱(關クハ、茶道ヲ止メ テ、文武之二道ヲ心ニ掛 ケ、茶ノ湯程スカレハ、 良将之名アルベキ者歟)		
234	柳沢出羽守源保明 (吉深)	和泉大島(他)	2万2030		×	×	忠勤ヲ第一トシテ仁心 深シ、行跡正シ	仕置順	良(善ノ善将)		
235	本庄因幡守藤原宗 賢	上野之内足利	2万		○	○	生得才留発明也・行跡正 シ	仁心有テ、民ヲ哀憐 シ、賄事作法ヨシ	良(無評、誠ニ善之將共云々、 良(無評、善之善将ト云 フベシ))		
236	松平安房守源信孝	駿州阿部入	1万		○	○	生得才留発明ニシテ、理 辨也・行跡正シ	政道順路ニ、弊事ナ シ、家民ヲ哀憐ス		病氣之事、可惜	
238	松平縫殿頭源乘盛 (乗成)	参州之内大サギ	1万6000	1万6000	—	—					
239	本多紀伊守藤原正 之)	下総之内舟戸	1万	1万	—	—					
242	松平次郎四郎源(信 之)	下総古河の内	1万		—	—					
243	松浦織部源昌	肥前平戸の内(肥 前平戸新田藩)	1万	1万	×	×			悪(評ニタラス)	蹴鞠好き	

『武家勸懲記』・『土芥寇讎記』改易・創出大名

巻(武)	番号(十一)	大名名	藩名	石高	延宝3・元禄3(辞書)	文武	文武	生得・行跡	政道・国家	筆者の評価	備考① 文中引用等	備考② 補足説明
16	85	浅野式部少輔源長 吉	備後ノ内三好	5万	5万	—	—	生得發明ニシテ行跡思 義ナシ	家民ヲ憐ミ、諸事穩順 ヲ宗トス、第一慎ミテ カク忠孝ヲ専ラ トクシテナルハ、ヨシ ナリ	生得發明ニシテ、諸事 穩和ヲ宗トシ、家民ヲ哀 レハ、難スヘキ論ナシ。著 者ニ難スヘキ論ナシ。著 者(文武)ノ沙汰ナシト云 レトモ、生得發明ニシテ、 行跡不達、慎深ク、諸事 忠孝ヲ専ラトシ、家民ヲ 哀憐セハ、是將ノ道ナレ ハ、難スヘキ論ナシ。著	今綱長愛憐疎カナラヌ ト聞エル	『土芥寇讎記』なし。 『謙懲記後正』あり
30		浅野大介藤原氏(長 澄)		1万50000程之 知行		—	—	若年タレハ善惡差別ナ シトイヘ共、生得發明ニ シテ訓行カシヨシ	—	—		
10	195	永井信濃守大江尚 長	(丹後宮津)		7万3600	—	○	行跡寛然トシテ古風也。 編氣之意地在歟	忠勤ヲ旨トシ、世間之 出合ヲ専ラトス	良(最モ主將之嗜ミ君子 之法ニ叶ヘリ)	永井・佐川田、数代彼ノ 家之老臣トシテ、忠節 ヲ専ラトス。兩人共 ニ、世上ニ名ヲ知ラレ タル者トモニテ、諸事 敬シミ、仕置アル故ニ、 家民豊也。同家臣、文武 之道ヲ謙メ勸ムト聞フ	延宝8.7.9内藤忠勝に殺 害される→無嗣除封→ 大和新庄1万
28	227	新庄民部藤原直矩	常州之内麻生	2万3000	2万300	—	—	若年ニシテ行跡善惡之 差別ナシ	家民之位置等万事宗 兵衛ニ家臣談	無(若年ト云、殊ニ病氣 タル上ハ是非ナシ)	老臣等モ亦、無学文盲 ナレバ、聖賢之道ハ夢 ニモ不見、好強成ハ世 知辨留ヲ有リ智ト自慢 シ、推意ニ任せ、擬難故 ニ、仁愛ノ道ナク、士民 陳ムト云リ	延宝4.6.21除封(不法養 子)→兄直時に3000石 (自分の知行と合わせて 1万石)

『土芥寇讎記』・『諫懲記後正』改易・創出大名

番号 (十)	巻 (録)	大名名	藩名	石高	元禄3・14 (證書)	文武	文武	武	生得・行跡	政道・国家	筆者の評価	備考① 文中引用等	備考② 補足説明
137		遠藤岩松藤原	美濃八幡	2万4000	2万4000	—	—	—	—	仕置等不直	—	若年『文選』	貞享3生、元禄2承、元禄5授
30		遠藤主膳平胤親	近江国之内	1万	1万	文道ヲ学ハルヽニ ハ非ス武法ヲ好	×	○	行跡正シ、生得悠然、心 意発明	家士民間ヲ憐愍シ仕 置等臣ニ譏セラレ	良将ノ誉レ	軍学ヲ好ミ諸芸ヲ志ス	元禄5遠藤康隆の後筋、 胤親戸田氏成養子別家 元禄11.3.7常陸・下野国 内より移封
27		小笠原修理大夫源 長胤 小笠原信濃守源久 圓	豊前中津 豊前国中津城主	8万 4万	8万 4万	文武之沙汰ナシ 文道ヲ不学武道ヲ 思シ	×	○	行跡ヨシ 生得悠然ニシテ心意發 明ナリ	家民トモ心易シ 家国ノ政道旧臣等ニ 譏シ所行宜シ	無評 誉レモ可有モノ也		元禄11除封(不行跡) 元禄11再興
46		水野美作守源勝慶	備後福山	10万	10万	文武共ニ学ゾトモ 不聞	×	×	才智ニシテ利發過グル 程也・行跡ニ悪事アル沙 汰ナシ	家中穏和ナラズ 家ノ仕置臣等ニ任セ 物事懐ミ深ク	大抵之将 良		元禄比5.睡再封→元禄 13.10.28下総結城
24		水野隠岐守源勝長	能登国西海ノ住	1万3000	1万	文道式法ヲ不学	×	×	生得穏淳ニシテ行跡悪 利發チク・心意発明	家民ヲ哀憐ノ心ナシ 家士民間ヲ憐ミ所行 宜シク仕置穏和ナリ	愚闇ノ盲将 論談ニ不及		元禄10.6.20除封(養子 発狂) 元禄10.8.2再封(西江 原)
29		森美作守源長成	美作津山	18万6500	18万6500	文武共ニ不学	×	×	生得発明	家民安住セシ	愚(愚闇ノ将)		元禄5.7.21除封→元禄 5.8.16出羽山形10万石 再封
20		森和泉守源長重	備中国後月住	2万	2万	文武ヲ学ハルヽ沙 汰ナク	×	×	愚魯・天性淳直ニ、佞奸 邪曲ノ念チク、種和ノ人 也・無教所聞得タリテ、 ガ、壯年ニイダリテ、 少々智モ秀タリト云リ	家國ノ政道臣等ニ任 セ	難スヘキ様ナシ		元禄13.11正.11移封
33		松平下総守「源」 忠弘	奥州白川	15万	15万	文武共ニ不学	×	×	—	—	—	「呂氏春秋」	
8		松平下総守源忠雅	備後国福山城主	10万	10万	文武ノ学ヒ沙汰ナ シ	×	×	—	—	—		

『土芥冠繼記』・『謙徳記後正』比較

番号 (十)	著 (諱)	大名名	藩名	石高	元禄3・14 (辞書)	文武	文武	生得・行跡	政道・国家	筆者の評句	備考① 文中引用等	備考② 補足説明
64		松平日向守源忠之	下総古河	9万5000	8万	武	×	生得利発ニ才智アリ	—	—	父信之	→天和3.8.21備中庭瀬5万→貞享3.正.26丹波電
70		本多出雲守藤原政利	奥州岩瀬	1万	1万	武	○	生得利発也・行跡不直	①器量ヲ好テ、心ノ善ヲ不好②生得各善③女色ニ耽ル④家民良權ノ志ナシ⑤器量ヲ	悪(闇将ノ棟梁)	『孝経』	元禄6.6.13除封(不行跡・殺害)
95		水谷出羽守源勝賢	備前中山	5万	5万	武	○	短慮ニテ怒リ有リ	—	悪(文盲不学・忿アリ)	—	元禄6.12.21除封(養子死亡)
96		本多飛騨守藤原重益	越前丸岡	5万	4万3300	武	×	行跡淳直ニシテ、善モナク、詐モナシ	—	善(善之内)	『莊子』『無量寿経』 →旗本2000石	元禄8.3.22除封(尙政)
98		小出備前守藤原吉之	但馬出石	4万5000	4万5000	武	○	行跡悠然トシテ、孝礼ヲ尊ラトス	—	悪(愚将トスベキカ)	『周易』『莊子』『小雅』 姓上リノ出頭人	元禄9.10.22除封(伊訶断絶)
193		堀飛騨守藤原直良	越後推谷	1万	1万	武	×	心算淳直ニシテ、行跡善シカラス	近年暴ニ器ヒ、家士ノ風俗惡敷ナルト、沙汰家民ニ憂慮ヲ施シ、仕禮宜シト也	未(前後二推シテ可考)	—	元禄11.3.11上総八幡上り移封・立藩
194		伊丹大隈藤原勝政	甲斐徳美	1万	1万	武	×	才智発明過テ、邪佞之有リ	家民之仕置稠シ過テ、不直カラ	悪(大悪将)	『離騷』	元禄4死去→元禄11除封(発狂・自殺)
208		西郷岩狭守源延員	安房東条	1万	1万	武	○	行跡悠ニシテ、法ヲ不背、奢リ且ツ貪ル心ナク→近年行跡ヲシクナラレタリト沙汰アリ	家民ヲ哀憐シ	良(善ノ将)	『莊子』『白氏文集』	元禄3隠居→寿員、元禄6.12.9滅封→旗本5000石
213		小出太陽守藤原有重	和泉陶器	1万	1万	武	×	短慮ニシテ、忿リ多シ	家民之仕置稠シク、哀憐之心ナシ	悪(愚悪之将)	—	元禄9.4.9除封(養子死亡)
242		松平次郎四郎源(信之)	下総古河の内	1万	—	武	—	—	—	未(行跡不知)	—	—
7		松平備前守源長知(矩方)	美作国津山城主	10万	10万	武	△	生得淳然トシテ行跡寛也	①儀多ク義ヲ尊ラテ下禮ミ哀憐ヲ以テ士民ヲ治ム分限不相思シ奢ラテアル故家士トモニ	難スヘキニ非ス	越後歸勳	元禄11.正.14新封
10		牧野備後守源成春	下総国関宿城主	7万3000	7万3000	武	○	生得発明利根・行跡正シ	家民ヲ哀憐・政道順ナリ	天性主将ノ法ニ叶ヘリ	—	—
10		松平右京大夫源輝貞	上野国高崎城主	6万7000	5万2000、6万2000 (元禄14.正.11)	武	×	生得発明	家士民間ヲ憐・家國ノ政道直シク公勤ヲ重シ	難スヘキニ非ス	—	元禄8.5.10下総壬生上り移封
16		内藤駿河守藤原清良	信濃国高遠城主	3万3000	3万3000	武	×	生得利発ニシテ行跡直シ	哀憐ヲ士民ニ施シ	難スヘキニ非ス	—	元禄4.2.9下野・常陸等国内上り移封・立藩
17		松平出雲守源義昌	陸奥国伊達郡梁川住	3万	3万	武	○	生得寛然トシテ行跡法ニ叶ヒ礼議ヲ旨トシシ意穩和ニシテ道ヲ正シ	政道順路ナリ	善レノ将	—	天和3.8.4新封 光友子
17		松平撰津守源義行	美濃国高須ノ住	3万	3万	武	○	天性敏賢ニシテ行政正シ	家士民間ヲ哀憐有テ善レノ器備ル良將	難スヘキニ非ス	—	元禄13.3.26信濃国内上り移封・立藩
18		松平主税頭源頼久	越前国瓜生住	3万	—	武	△	生得淳直ニシテ剛勇ナリ	家士ヲ励メ所行不義ナク仕置等臣等二任セララルトナリ	難スルコトナシ	—	元禄10転封(高森)
18		松平内藏頭源頼職	越前国丹生住	3万	—	武	○	生得穩順	家民ヲ憐ミ仕置等臣等二任セララル所行不義ナク世間ノ動メ宜重クシ	—	—	元禄10転封(葛野)
18		松平中務少輔源信道	出羽国上山城主	3万	3万	武	○	行跡正シク・生得発明・所行直シ	家民ヲ哀憐シ勤儀ヲ重クシ	難スルコトナシ	—	元禄10.9.15備中庭瀬上り移封

番号 (十一)	大名	藩名	石高	元禄3・14 (辞書)	文武	文武	武	生得・行跡	政道・国家	筆者の評価	備考① 文中引用等	備考② 補足説明
20	松平宮内少輔源忠尚	(陸奥国桑折)	2万	2万	文武ノ道ヲ志	○	○	生得清直ニシテ仁礼厚ク行跡正シ和順ヲ旨トス	家民ヲ憐ミ勤儉ヲ不怠世間ノ勤メ最モ宜シ智慮有所行悪業ナク譽レ有持	難ヌヘキ様ナシ		元禄元・陸奥国白河新田→元禄13.正.11移封
21	酒井下野守源忠寛	上野国伊勢崎住	2万	2万	文武ヲ不学武法ヲ好	×	○	生得清然トシテ行跡不義ナク、所行宜シ	家民ヲ憐ミ忠孝ヲ旨トシ家國ノ仕置順也忠勤ヲ旨トシ家民ヲ憐ミ尤仕置臣等二敬執行フナリ	難ヌヘキコトナシ		延宝9.2.27分知
22	坂倉頼母源重清	備中国庭瀬住	2万	2万	文武ノ不学武法ヲ嗜	×	○	生得發明ニシテ和順ヲ旨トシ行跡正シク孝敬ヲ導フニシテ生得穩和ニシテ心意發明ナリ	家士民間ヲ哀憐セラレ世間ノ勤メ甚ク怠コトナク、良將ノ譽ヲ置家臣等はヲ執行フ	主將ノ法ニ叶ヘリ		元禄12.2.4上総高滝上リ移封
22	松平但馬守源友親	領所不知	未知行無之 但自本家有 内配合方		文武ノ心懸ナキニモ非ス	○	○	生得穩和ニシテ和順ヲ旨トシ行跡正シク孝敬ヲ導フニシテ生得穩和ニシテ心意發明ナリ	家士民間ヲ哀憐セラレ世間ノ勤メ甚ク怠コトナク、良將ノ譽ヲ置家臣等はヲ執行フ	良將ノ譽		光友子
23	池田河内守源清定	伯耆国之内	1万5000	1万5000	文武ヲ不学武法ヲ少々心懸	×	○	行跡宜シク生得穩和ニシテ心意發明ナリ	仕置家臣等はヲ執行フ	難ヌルコトナシ		元禄13.5.25分知
24	稲垣安芸守源重定	下総国武蔵丹波三州ノ内	1万3000	1万3000	文武ノ道ニ疎ク才智アリ	×	×	生得清然トシテ行跡正シ	家民ノ仕置順ナリ	論ヌヘキコトナシ		元禄11常陸・丹波国内上リ移封
24	植村大学源正朝	上総国葛住	1万900	1万	文武ヲ不学少々武法ヲ心懸	×	○	行跡不義ナク生得悠然	家民ヲ憐ミ所行宜シナキ由	主將ノ道ニ叶フ		元禄10襲封
25	松平筑後守源頼道	常陸国大戸住	1万	1万	文武ノ志シ有ト云フニハ非ス武法ヲ少々心懸	×	△	生得清然トシテ行跡不義ナシ	家民ヲ憐ミ所行悪業ナキ由	譽		天和2.2.10新封(大戸)、元禄10.7.9襲封
26	前田采女菅原利昌	加賀国大聖寺領之内	1万	1万	—	—	—	生得穩和ニシテ孝敬ヲ専ラトシ、行跡正シク心意利行跡ノ差別ナシ、心意利義ニシテ生得造直	所行臣等二任セララル	難ヌヘキ様ナシ		元禄5.7.9分知
28	京極喜内源高昌	讃岐国丸龜領ノ内	1万	1万	—	—	—	生得寛然トシテ行跡悪業ニシテ生得造直	—	普		元禄7.6.18分知(多度津藩)
28	酒井右京亮源忠登	越前国敦賀住	1万	1万	文武ヲ学ハルハ沙汰ナク武法ヲ好	×	○	生得寛然トシテ行跡悪業ニシテ行跡不義ナシ	家民ヲ憐ミ仕置等順ナリ	主將ノ法ニ叶ヘリ		天和2.9.29君狭小狭分知
28	松平内膳源直知	御蔵米也	1万		—	—	—	生得寛然トシテ行跡不義ナシ	家ノ仕置臣等はヲ執行	主法ノ道ニ可叶將		
29	内藤式部少輔藤原正友	常陸国高森住	1万6000		文武ノ道不学	×	×	生得悠然トシテ和雅・行跡不義ナシ	仕置臣等はヲ沙汰ス	元來旗本ニテ近世ノ出衆大名		
29	堀式部藤原直虎	上総国夷部郡谷住	1万		文武武道ヲ学フノ沙汰ナシ	×	×	生得穩順ニシテ行跡静	家民ヲ哀憐シ	普		寛文8:上総八幡→元禄11.3.11越後雑谷
30	阿波飛騨守源正徳	(武蔵・相模国内)	1万	1万	文武ヲ少々心懸武法ヲ好	△	○	生得發明ニシテ行跡宜シ	家民ニ哀憐ヲ施サレ仁義ヲ旨トス	難ヌルコトナシ		元禄12寺社奉行→老中
30	大久保市十郎藤原忠富	上総国八幡ノ住	1万1000	1万	文武ノ沙汰ナク武法ヲ心懸	×	○	生得寛然トシテ行跡非生得發明・心意淳穩・行跡不義ナシ	家士ヲ哀憐セラレ公勤ヲ重クシ仁礼ヲ旨	譽レ有シ將		元禄10.7襲封
30	黒田豊前守丹治直重		1万		文武ノ学ノ心懸ナシ	×	×	生得尊直ニシテ剛氣アリ	家民ヲ憐ミ	難ヌヘキコトナシ		御寵愛
30	戸田弾正藤原氏広	美濃国大垣領之内	1万		文武ノ学ノ沙汰ナシ	×	○	生得悠然トシテ行跡正シ	家民ヲ憐ミ	難ヌヘキ様ナシ		
30	本多伊予守藤原思垣	近江国膳所領之内	1万		文武ノ学ヒナク	×	×	生得穩順ニシテ行跡不義ナシ	隣ニ有テ家士ヲ励サレ勤儉ヲ専ラトス	難ヌヘキ様ナシ		
30	米會長門守源昌明	武蔵国高坂住	1万2000		文武ノ学ヒナク少々馬馬ヲ好	×	△	生得悠然トシテ行跡不義ナシ	隣ニ有テ家士ヲ励サレ勤儉ヲ専ラトス	難ヌヘキ様ナシ		元禄12.正.11下野野川1万5000→元禄2.9.6.1万